

議案第38号 訴訟の和解及び損害賠償の額の決定について

1. 事件番号及び事件名

大阪地方裁判所令和6年(ワ)第12238号 不法占用による損害金請求事件

2. 当事者

原告

大阪府交野市私部1丁目1番1号
交野市 代表者 市長 山本 景

被告

大阪府交野市倉治6丁目44番1号
株式会社 オクノナマコン
代表者代表取締役 奥野 貴弘

3. 事件概要

がらと川河川敷及び堤塘敷において、株式会社オクノナマコンが生コンプラント等を許可なく設置等をして使用し続けている事に対して、施設等の撤去と土地の明渡しを求めて行政指導及び行政処分を重ねてきたが、これに応じてもらえなかったために、河川管理者である本市が原告となり令和6年11月29日付けで大阪地方裁判所に占用料相当損害金請求の訴訟を提起したものの。

なお、土地の所有者である国についても建物等収去土地明渡請求事件として、令和6年12月5日付けで大阪地方裁判所に訴訟を提起している（事件番号：大阪地方裁判所令和6年(ワ)第12429号）。

4. 占用料相当損害金について

- 令和元年11月30日から令和8年6月30日まで 22,432,244円
 - 令和8年7月1日以降 288,969円/月（年3,467,630円の月換算）
- ※ 金額根拠 遡及期間5年（民法166条1項1号）、m²単価：近傍土地評価額の3%

議案第38号 訴訟の和解及び損害賠償の額の決定について

5. 和解勧告案について

- 解決金2000万円を令和8年7月31日に限り指定口座に振り込む。
- 令和8年7月1日から本件土地の明渡済まで、占用料相当損害金として、1か年346万7630円の割合による以下の支払い義務を負う。
 - (1) 令和8年7月から本件土地の明渡しの日の前月までの毎月末日限り28万8969円
 - (2) 本件土地の明渡しの日属する月の末日に限り前項の金額から既払金を控除した残額
- 本件土地の占有につき許可を与えたものではないことを確認し、本件土地を早期に明け渡すことを確約する。

裁判所の和解勧告見解（令和8年3月31日）

- ・ 本件について、早期に、かつ、被告が国に対し本件土地を明け渡すに当たり、無理が生じないようにして、円滑に紛争の抜本的解決を図るという観点から、上記の内容の和解を勧告する。

市として、裁判所の和解勧告を行った趣旨を鑑みた上で、顧問弁護士と相談を行った結果、和解勧告された内容で和解をする事に問題はないと考えている。

6. 今後について

議決後、裁判所に議決証明書を提出し、和解が成立する流れとなる。